2．退職給付費用に関する事項

区　　分	平成27年３月31日現在
勤務費用	18,399,458,526円
利息費用	1,173,214,441円
過去勤務債務の費用処理額	△ 1,744,380,513円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 305,046,872円
運営費交付金で財源措置された費用	10,514,845,927円
退職給付費用	28,038,091,509円

㈱　上記退職給付費用以外に共済組合負担金、長期公経済負担金等の退職給付費用として、41,699,421,661円を計上しております。

3．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区　　分	平成27年３月31日現在
割引率	0.5％
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
過去勤務債務の処理年数	発生事業年度から10年間
数理計算上の差異の処理年数	発生の翌事業年度から９～10年間

Ⅴ．資産除去債務関係

1．資産除去債務の概要

当機構は労働安全衛生法等の規定により生ずる債務として、所有する建物の解体時におけるアスベストの除去費用、医療用器械備品等の廃棄時における放射性同位元素及び放射化物の除去費用、及び照明装置の廃棄時におけるポリ塩化ビフェニルの除去費用につき資産除去債務を計上しております。

2．資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、取得時からの使用見込期間を有形固定資産の耐用年数を参考に２年から41年と見積もっております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う財政投融資及び国債の利回りを参考に算定しており、0.088％から1.964％となっております。

3．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	411,606,454円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	4,347,042円
時の経過による調整額	1,957,982円
資産の除去等による履行額	6,018,600円
期末残高	411,892,878円

Ⅵ．不要財産に係る国庫納付関係

1．不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資産の種類	帳簿価額	備　　考
土地	123,795,915円	旧登別病院

2．不要となった理由

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため。

3．国庫納付等の方法

独立行政法人通則法第46条の２第１項及び第２項に基づく譲渡収入による現金納付

4．譲渡収入による現金納付等を行った資産にかかる譲渡収入の額　93,392,000円

5．国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額　6,299,725円

6．国庫納付等の額　87,092,275円

7．国庫納付等が行われた年月日　平成26年７月31日

8．減資額　123,795,915円

Ⅶ．オペレーティング・リース取引

1．貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　78,235,311円

2．貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　94,023,940円

Ⅷ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅸ．重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅹ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第16号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第97条第３項において準用する同法第88条第２項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業湊二丁目東土地区画整理事業の換地計画（変更）を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により公告する。

平成27年10月27日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

1　縦覧期間　平成27年11月５日から
平成27年11月18日まで

2　縦覧場所　東京都中央区入船二丁目２番６号
ＮＴイリフネビル５階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部湊都市再生事務所

3　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

公示送達

佐藤信氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成27年10月27日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成27年綱第514号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成27年10月27日　日本弁護士連合会

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　中部紙商厚生年金基金

2．事務所の所在地　名古屋市中区錦３丁目８番７号

3．設立事業所の名称及び所在地　愛知紙商組合　名古屋市中区、愛知紙商健康保険組合　名古屋市中区、池田株式会社　名古屋市中区、ウエムラ株式会社　名古屋市中区、新生紙パルプ商